

「条例の見直し等」の論点整理

1 「条例等の見直し」について

(条例等の見直し)

町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

*とりあえず仮置き

論点2-1 条例の見直しに関する規定を設けるか

	回答数
1 設ける	11
2 設けない	0

【概要】

○全回答が、「設ける」と回答しています。

○「設ける」とした理由・考え方は、

- ・制定された所期の目的を達成できているかどうかを適宜点検し、社会情勢等の変化を踏まえた見直しが必要
- ・自治基本条例の必要性や、まちづくりについて改めて考える機会となるなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①章のタイトルを「自治の推進と検証、条例の見直し等」とすべきです。以下、条文の構築の考え方を提示します。ご議論をお願いします。

①章の項目は、求められる行動の順に(自治の推進と検証)、(条例の見直し)、(自治推進委員会)とすべきです。この点、他の市町村に引っ張られず美瑛町の議論で決めたいです。

②(自治の推進と検証):

総則(目的)に「自治を実現する」、基本理念に「自治の確立を目指す」、その他に「条例を遵守」とあるだけでは自治は実現しません。この章に、担い手による自治の促進活動を促す条文を追加すべきです。また、条例を見直す理由は、社会情勢など不明確な基準でなく、不断の自治の促進活動の検証と町民の評価によるべきです。

(条文)町民、議会及び行政は、不断の自治の促進活動と検証および見直しのため、別途に既定の自治推進委員会において協働する。

2. 行政と議会は自治推進委員会に対応した体制を整備する。

②住み良いまち美瑛をみんなで作る条例を参考に。

③本条例が、制定された所期の目的を達成できているかどうかを適宜点検し、社会情勢等の変化を踏まえた見直しが必要だと考えるため。

④今回の策定委員会に参加して、改めて考えること、知ることが多く大変貴重な経験をさせていただきました。定期的な見直しを設けることによって、社会情勢の変化などに対応した見直しが行えるだけでなく、自治基本条例の必要性や、まちづくりについて改めて考える機会となると考えます。

⑤自動的に見直す機会をつくることで、自治の関係者が関心を持つことができる。

町は、この条例の内容について、施行後5年を越えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

⑥美幌、八雲、余市同様に見直しの規定を設けるのが適当だと思います。

⑦条例の見直しはその時々、時代によって変化するものであるため必要であると思います。

⑧見直しに係る期間は設けず、必要に応じ条例の見直しを行うのが良いと思います。※別海町

論点2-2 条例の見直しに関するルールを明確化するか

	回答数
1 設ける	9
2 設けない	2

【概要】

- 「設ける」とした回答が多数でした。
- 「設ける」とした理由・考え方は、
 - ・年数を定めるべき
 - ・ルールを明確化して任意ではなく半強制的に行わなければ、なかなか大変な作業のためやらなくなってしまいう
- などがあります。
- 見直しの年数については、4年または5年という意見があり、年数の根拠は主に次のとおりです。
 - 4年：町長、町議会議員の任期
 - 5年：総合計画の実施計画の改定時期

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

① ③(条例の見直し)：

条例見直しの発議は、町長単独の判断でなく町民の意向を尊重すると規定すべきです。町長の諮問と、次に既定の自治推進委員会による答申の手続きを規定。

(条文)町長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、別途に既定の自治推進委員会に条例の見直しに関して意見を求める。町長は当該意見を尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

②見直し規定を「4年に1度みなおさなければならない」などと規定することで、何が達成できて何が達成できていないかを明らかにする。自治基本条例の見直しを行うことで、常に条例を育てていくことができるのではないのでしょうか。

③本条例が、制定された所期の目的を達成できているかどうかを適宜点検し、社会情勢等の変化を踏まえた見直しが必要だと考えるため。

本設問での「見直しに関するルール」というのは、見直しの年数のことを問われているものと思います。私個人としては、町長及び町議会議員の任期中に見直しができるようにするため、「4年を超えない期間」で見直すことを明確化した方が良いのではないかと考えます。

④年数を定めるべきだと考えます。総合計画に見直しを受けて実施する5年がよいと考えます。

⑤期間は4年を超えないが適当だと思います。(選挙を意識した期間)

⑥ルールを明確化して任意ではなく半強制的に行わなければ、なかなか大変な作業のためやらなくなってしまいうような気がするため。

2 「自治推進委員会」について

(美瑛町自治推進委員会)

この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 美瑛町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

*とりあえず仮置き

論点3 町民等による委員会制度を設けるか

	回答数
1 設ける	9
2 設けない	1

【概要】

○「設ける」とした回答が多数でした。

○「設ける」とした理由・考え方は、

- ・現行の「まちづくり委員会」が本条例の見直しに関する委員会を兼ねるべきなのか、本条例の見直しに特化した別の委員会を設けるべきなのか、現時点では判断しかねる
- ・一定の予備知識が必要になるため、その都度の公募ではなく、まちづくり委員経験者等が大半を占めるような構成にするべき
- ・継続して見直しをしていくのであれば必要
- ・委員会に関する必要事項は規則等で定めるべきなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

① ④(自治推進委員会)：

定期的な自治の促進活動の検証と評価を行うための町民の委員会。これは町民だけではできないので、これと協働する促進体制が行政と議会に必要となる。

(条文)この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の付属機関として美瑛町自治推進委員会を設置します。(以下省略、美幌町に準ずる)

2. 推進委員会の役割は(1)前記の町長の諮問に応じた審議(2)本条例の諸制度の運用状況に関する事項(3)この条例の見直しに関する事項(4)美瑛町の自治の推進に関する基本的な事項

⑤(まちづくり委員会)：

一まちづくりへの町民参加を推進するため美瑛町まちづくり委員会を設置します。なお、自治を推進するための自治推進委員会とは議題と運営方法及び規定する章が異なることから別に設置する。

一まちづくり委員会の規定は新たな項を設け、第3章4項と5項のあいだに挿入する。

一第3章町民参加の方法に(1)まちづくり委員会を追加で規定する。理由：第3章2項町民参加の方法に掲げた

事項は現行条例のまちづくり委員会の審議事項と重要な部分で重なる。((1)町の総合計画に関すること。

(2)町の基本構想の策定及び主要施策の企画立案に関すること)

一なお、このふたつの委員会について、町民の知見を活かす観点から他の審議会との重複規定の運用を緩めるのが望ましい。

②まちづくり委員会のなかで事後的なチェック委員会が必要だと思ひます。日常的に町民から「自治基本条例に書いてあることと違うじゃないか」などと指摘することも、条例を根付かせるためにも大事だと思ひます。

③現時点では、設ける・設けないの2択での回答が決められません。

現行の「まちづくり委員会」が本条例の見直しに関する委員会を兼ねるべきなのか、それとも、本条例の見直しに特化した別の委員会を設けるべきなのか、どちらが望ましいのか分かりません。

今後の専門部会での議論に委ねたいと思います。

④一定の予備知識が必要になるため、その都度の公募ではなく、まちづくり委員など総合計画見直しに携わった方々が大半を占めるような構成にすべき。

⑤継続して見直しをしていくのであれば必要かと思えます。

⑥美幌町を参考にし、委員の任期は2年で、再任の回数は制限を設け、様々な人が条例にふれ自治を担う意識を持ってもらうようにするのが良いと思えます。

⑦条例では推進委員会等の設置に関する部分を規定し、委員会に関する必要事項は規則等で定める形が良いと思えます。※別海町

その他

①自治の実現のために行政と議会は、情報共有と町民参加について町民に対して具体的なアクションを起こす必要があります。先進的な市町村では、自治推進委員会に議会と行政がアクションプランを提示して、町民と協働し毎年検証と見直し(PDCA)を行っています。町民の視点は条文ではなく条例ができたなら何が変わるのかということです。そのために、条例の施行に併せた行政と議会のアクションプランが必要です。また、町民説明会においてはアクションプランの一端を町民に示し、目指す変化を認知してもらう努力が必要だと思えます。

②町は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに必要な見直しを行います。2前項の見直しに当たってはまちづくり委員会に意見を求めます。

③見直し期間として、具体的に年数を定める。個人的には、4年が妥当ではないかと思えます。